



復興公営住宅自治活性化事業補助金 のご案内

目的

復興公営住宅の新たな生活拠点におけるコミュニティ機能強化や、自治活動の活性化に向けた活動を支援するため、自治組織等が自発的、主体的に取り組む活動に要する経費について補助します。

事業

1. 自治活動活性化事業
2. 地域交流活動事業
3. 普及啓発事業

補助対象者

復興公営住宅の自治組織等



復興公営住宅自治活性化事業補助金のご案内【福島県】

長期避難者等の生活拠点のコミュニティ維持・形成を目的に、復興公営住宅のコミュニティ機能を強化し、自治活動の活性化を図るための事業に要する経費について、これを行う自治組織等に対して補助金を交付します。

- 補助対象者は、**復興公営住宅に設立された自治組織等の住民団体**
- 補助対象事業は、**1. 自治活動活性化事業 2. 地域交流活動事業 3. 普及啓発事業**
- 補助額については、**補助対象経費の10分の9以内(1回目)、一団体につき15万円の範囲内**で決定します。

なお、**同一団体に対する補助は最大3回**になります。



■補助対象事業等

事業内容	補助期間	補助率	補助限度額
1. 自治活動活性化事業 自治組織等におけるコミュニティ計画の策定や実践活動(自主的な勉強会・会合、お茶会、手芸・料理・囲碁将棋教室などの交流事業、高齢者の生きがいづくり等)に要する経費	単年度当たりの申請は、1団地1回 (複数事業、複数イベント等年間を通した事業の申請を可とする。)	1回目: 補助対象経費の 10分の9以内の額 2回目: 補助対象経費の 3分の2以内の額 3回目: 補助対象経費の 2分の1以内の額	上限額は15万円 ただし、補助額の算定に当たっては以下の計算式により算出 計算式 — 基本額10万円 + 1千円 × 自治組織構成世帯数
2. 地域交流活動事業 地域との交流や賑わいづくりを図るため、地域の特色や資源を生かして行うイベント開催に要する経費(美化活動、お祭り等)	同一団体に対する補助は最大3回 ※ただし、予算措置が前提となります。		
3. 普及啓発事業 上記1、2の事業の促進や、コミュニティ形成を図るための入居者に対する普及啓発に要する経費			

事業を実施する際は、新型コロナウイルス感染症対策(3つの密(密閉・密集・密接)の回避やマスクの着用、手洗い・消毒等)は自主的に判断して実施をお願いします。

また、国・県その他補助制度との重複申請が認められませんので、ご注意ください。





復興公営住宅自治活性化事業補助金のご案内【福島県】

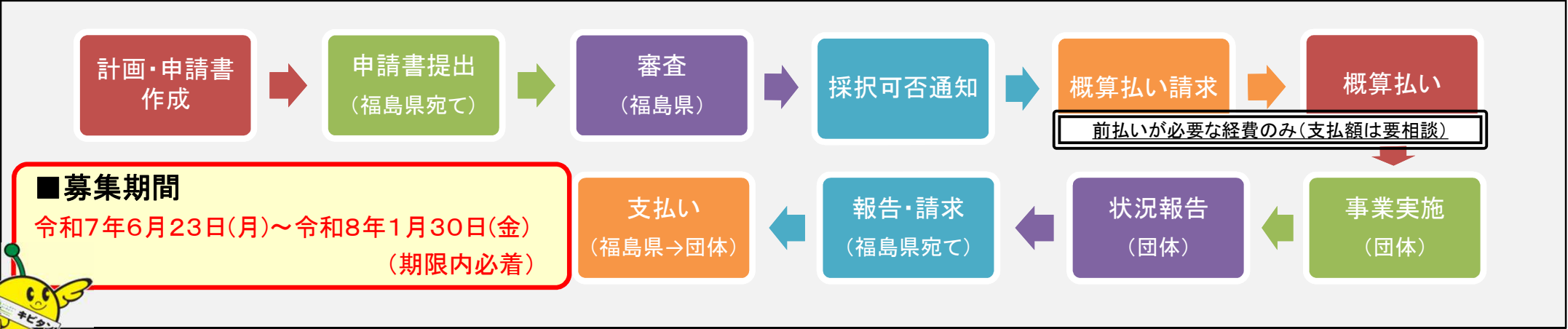
■補助対象経費等

補助対象経費	補助対象外経費
●報償費(講師・指導者、ボランティアへの謝礼金など) ●旅費交通費(タクシー代など(事業の実施に必要なものに限る)) ●消耗品費(事業に必要な文具、日用品や原材料費など) ●燃料費(講座やイベント時などの当日にかかるガソリン代など) ●印刷製本費(チラシ作製費等、広報宣伝用の印刷や報告書など) ●食糧費(お茶代、茶菓子代、交流会などにおける最小限の飲食費)経費は1名あたり合計1,000円以内で、かつ事業参加人数以下の最小限の飲食料、アルコールは対象外 ●上記のほかに、通信運搬費、保険料、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、雑費	●事業を伴わない物品・備品の購入に要する経費 ●団地集会所の維持管理費 ●自治組織等の団体の構成員に対する人件費及び交際費 ●他の個人または団体への負担金及び補助金など住民自治組織が直接関与又は実施しない事業に関わる経費 ●物品販売に係る経費 ●その他補助することが適当でないと判断される経費



当補助金は復興公営住宅で新しく立ちあげた自治会等の活動を支援するものです。補助金終了後の自治会等が長期的にコミュニティづくりを進められるよう、継続的な計画を立てていただくをお願いします。

■スケジュール



■お問合せ・お申込先

福島県企画調整部避難地域復興局生活拠点課 (福島市杉妻町2-16本庁舎5階)
電話：024-521-8306





復興公営住宅自治活性化事業補助金のご案内【福島県】

■ 実施までの流れ（イメージ図）

